

# 倉敷市移住・定住Instagram運営等業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

岡山県外に在住する移住を検討している方（以下「移住検討者」という。）のうち、子育て世代（20～40代）をターゲットに、Instagramの機能や特性を最大限に活用して本市の魅力のアピールし、本市への移住を検討する動機づけとなるような効果的な情報発信等を行う業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市移住・定住Instagram運営等業務
- (2) 履行場所 倉敷市内
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「倉敷市移住・定住Instagram運営等業務仕様書」のとおり

## 3 委託料の上限額

2,006,400円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 実施スケジュール

項目	期間
公募開始	令和7年2月10日（月）
参加申込書の提出期限	令和7年2月10日（月）から 令和7年2月20日（木）17時15分まで
質問・回答書の提出期限	令和7年2月20日（木）17時15分まで
質問回答	令和7年2月25日（火）
企画提案書の提出期限	令和7年3月5日（水）17時15分まで
プレゼンテーション審査会	令和7年3月13日（木）（予定）
選定結果の通知・公表	令和7年3月14日（金）（予定）
契約の手続	令和7年3月17日（月）以降（予定）

## 6 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件全てに該当する者であること。

- (1) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗教法

- 人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは、同条第6号に規定する暴力団員又は、これらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市区町村税）を滞納していないこと。
- (7) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (9) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）

## 7 プロポーザル実施要領の交付

本業務のプロポーザル実施要領の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間  
令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）17時15分まで
- (2) 交付方法  
倉敷市公式ホームページに掲載し、データをダウンロードすること。  
\*倉敷市公式ホームページトップ「募集」を参照。  
\*くらしき移住定住推進室>公募（プロポーザル）のページを参照。

## 8 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

- (1) 参加申込書の提出期限  
令和7年2月20日（木）17時15分まで
- (2) 提出方法  
電子メール（PDFデータを添付）  
・メール件名は次のとおりとする。  
「【参加申出書提出】令和7年度倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務」

- ・メール本文に「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

### (3) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②法人に関する調書（様式2）
- ③委任状（様式3） \* 本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合

### (4) その他

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

### (5) 提出先

「18 担当部署及び問い合わせ先」を参照。

## 9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案及び手続に疑義がある場合は、次のとおり期間内に質問を受け付け、後日回答する。

### (1) 質問方法

電子メール「様式4 質問・回答書」Wordデータを添付)

- ・メール件名は次のとおりとする。  
「【質問・回答書提出】令和7年度倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務」
- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
- ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

### (2) 質問締切

令和7年2月20日（木）17時15分まで

### (3) 回答方法

提出された質問は、回答日までに全参加者へメールで回答する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合がある。

### (4) 回答日

令和7年2月25日（火）

### (5) その他

公表された質問に対する回答は、自動的に実施要領等へ反映したものとする。

## 10 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者のうち、プレゼンテーション審査会（以下「審査会」という。）への参加を希望する場合、次のとおり企画提案書等の提出をすること。

(1) 受付期間

令和7年3月5日(水) 17時15分まで(必着)

提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れたことが証明された場合は受け付ける。

(2) 提出方法

持参もしくは郵送(メールでの提出は不可)

(3) 提出書類

①企画提案書の提出について(様式5)

②企画提案書

③会社概要(パンフレット可)

④予定責任者の経歴等調書(様式6)

⑤本業務に関する見積書(様式7)

(4) 提出部数

正本1部 副本7部(副本は、前項②～⑤を7部提出すること。)

(5) 書類選考

提案者数が4を超える場合、審査会の前に書類選考を行い、審査会の対象を4以内とする場合がある。

なお、書類選考によって審査会への参加が認められない者については、個別に通知を行うものとする。

(6) 提出先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室(担当:清水)

## 1.1 企画提案書の作成

企画提案書の作成について、次の内容を含めたものを最低基準とする。

(1) 企画提案項目

①団体名(企画提案書表紙へ記載)

②事業全体の業務実施体制(業務の取組体制図など)

※他の業者等に再委託(下請けを含む。)を予定する場合はその旨も明記する。

③過去5年間の類似する業務実績(実績がある場合のみ)

④Instagram運営に関する事項

ア. アカウント運営に関する提案(プロフィール内容、アイコン等の例示)

イ. 記事投稿業務、投稿回数等に関する提案

ウ. 投稿記事の例示(画像及び記事の例示)

エ. Instagram機能活用の提示

オ. アカウント認知度向上に関する提案

⑤目標値の提示

⑥その他

ア. 独自提案の概要とその提案によって期待できる効果

イ. その他提案事項に必要と判断した項目

## (2) 企画提案書の規格

- ①用紙サイズは、A4判に両面印刷とし、縦・横の選択は自由とする。
- ②本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。
- ③企画提案書のページ数は問わない。
- ④企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

## 1.2 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。また、プレゼンテーション及び質疑応答は、WEB会議システムにより実施する。

### (1) 日にち

令和7年3月13日（木）

### (2) 所要時間

1 提案者につき25分以内とする。

（提案者からの説明15分以内、審査委員からのヒアリング10分以内）

### (3) プレゼンテーション順

提案書を受理した順番とする。

### (4) 使用アプリケーション

「Zoom」（Zoomビデオコミュニケーションズ社製）

### (5) 通信障害発生時の運用について

- ①通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。
- ②本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開する。通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。
- ③すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復後に再開する。

ア. 天災

イ. 広域・地域的停電

ウ. プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

エ. 明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合

オ. その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

（ただし、応募者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、応募者の責による障害等であると認められる場合を除く。）

なお、ア、イ、エの場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの企画提案書をもって審査する。

## (6) その他

- ①プレゼンテーションへの出席者は2名以内とする。
- ②プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書と同じデータのみ使用可能とする。  
また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認ない。
- ③出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

## 1.3 評価基準及び選考方法

- (1) 本業務のプロポーザルに係る審査は、別紙「倉敷市移住・定住インスタグラム運営等業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき優先交渉権者の選考を実施する。
- (2) 選考の結果、評価基準に基づく評価点（以下「評価点」という。）の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の合計が高い順に交渉を行うが、評価点の合計が満点の6割未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の協議により順位を決定する。
- (4) 参加者が1者であっても、評価点の合計が6割以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
  - ①参加申込書を提出していない者
  - ②提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - ③提案書及び見積書に虚偽の内容が記載されている者
  - ④審査会に参加しなかった者
  - ⑤審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
  - ⑥見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 1.4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

- (1) 通知期日  
令和7年3月14日（金）
- (2) 通知内容
  - ①通知する者の得点
  - ②その他参加者（名称の無い状態）の得点一覧
  - ③優先交渉権の有無
- (3) 通知方法  
参加申込書内に記載したメールアドレスあてに通知を行う。
- (4) その他  
選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。

## 1.5 提出書類について

- (1) 本企画提案書等の提出物は返却しない。

- (2) 提出された企画提案書等の書類は、本業務に係る審査以外には使用しない。  
ただし、情報公開請求があった場合は、倉敷市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。

## 16 契約条件

- (1) 選考結果通知後、優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行い合意の上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合、又は、「13(5)」の失格事項に該当することが判明した場合は、優先交渉権者の次に評価点の合計が高い者から順に同様に交渉を行う。
- (2) 倉敷市と本委託契約の交渉を行う者は、指定する期限までに次の書類を提出するものとする。
- ①国税納税証明書
  - ②岡山県税納税証明書（県外の事業者の場合、所在地の都道府県の納税証明書）
  - ③倉敷市税納税証明書（市外の事業者の場合、所在地の市区町村の納税証明書）
  - ④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ⑤許認可証等の写し（行政庁の許認可等が必要なもの）
- (3) 本業務を遂行するにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議をして変更できるものとする。
- (4) 契約に際し、受託者から契約保証金を徴収する。契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条により契約金額の100分の10に相当する額（算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り上げ）とし、受託者は、納付通知を受けた日から14日以内に納入するものとする。ただし、同規則第175条に該当するときは契約保証金を減免する場合がある。
- (5) 委託事業の全部又は、主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (6) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (7) その他契約に関する条項は、委託契約書案によるものとする。

## 17 その他

- (1) 本業務委託に係る令和7年度当初予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。
- (2) 本業務のプロポーザル参加にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により、中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式8）」を本市へ提出すること。（メールでの提出可）
- (4) 企画提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより、倉敷市が無償で使用でき

るものとする。

#### 18 担当部署及び問い合わせ先

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室 担当：清水

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

電話 086-426-3153

FAX 086-426-5131

E-mail [iju@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:iju@city.kurashiki.okayama.jp)